
固定資産税等に係る国家賠償請求事件について（2 審判決と今後）

1 概要

- (1) 原告 日亜鋼業株式会社（尼崎市中浜町19番地）
被告 尼崎市
- (2) 対象土地 （原告所有土地31筆のうち）道意町6丁目74番地 他19筆
- (3) 訴えの要旨 平成15年度から平成29年度において、用途地区の区分の誤りにより過去に払い過ぎた固定資産税・都市計画税約2億円とその法定利息及び訴訟費用を支払え
- (4) 本市の主張 本市の対応に違法性及び過失並びに注意義務違反はない。
- (5) 第1審判決日 令和7年4月22日（本市の全面敗訴）
- (6) 第2審判決日 令和7年10月31日（本市の全面敗訴（第1審の引用））
- (7) 上告・上告受理申し立て 令和7年11月13日

2 本事件における争点の要旨

- (1) 賦課処分の違法性
 - ・ 原告の主張
本市が中小工場地区として評価したことには注意義務の違反が存在する（国家賠償法第1条第1項の違法）。
 - ・ 本市の主張
用途地区の区分は細分化するものではなく、街路や河川等を目標物として、広域に区分すべきもの。仮に、A地区（本件土地を含む地区）のみで用途地区を判定するとしても、用途の混在から大工場地区とも中小工場地区とも捉えられ得る地区であるため、本市の評価に不合理はない（注意義務の違反は存在しない）。
- (2) 損害の発生とその額
 - ・ 原告の主張
平成15年度から平成29年度において、実際に納付した税額と大工場地区であることを前提に試算した税額の差額が損害額である（約1億9,333万円）。
 - ・ 本市の主張
令和6年度から本件土地上に設定した標準宅地（周辺路線価の基準となる土地）の価格を基に、同価格を国の地価公示価格の変動率で割戻して試算した税額と、実際に納付した税額との差額が損害額である（約9,200万円）。
- (3) 消滅時効の起算点
 - ・ 原告の主張
固定資産評価審査委員会による審査決定の結果を知ったのは令和3年9月28日であり、訴訟提起時点で3年の消滅時効は完成していない。

- ・ 本市の主張

平成29年度時点で損害賠償請求が可能な程度に損害とその加害者を知り得ているため、訴訟提起時点で既に3年の消滅時効が完成している。

3 第2審判決の内容

- (1) 本件控訴を棄却する。
- (2) 訴訟費用は、控訴人の負担とする。

また、高等裁判所として新たに付加された判決理由の要旨は以下のとおり。

《賦課処分の違法性について》

- ・ A地区は9,000㎡を超える各画地が少なくとも7割を占め、敷地規模が9,000㎡を超える工場等が集中していることは明らか。担当職員にとって明白かつ容易に大工場地区に区分することができるうえ、本件各土地の利用状況は平成15年度から平成29年度まで大きな変化がない以上、すべての年度の賦課処分と同様の判断ができる。したがって担当職員が、A地区を中小工場地区に区分する裁量があったとは認められない。

《損害額について》

- ・ 控訴人が本件土地の課税に用いた実際の路線価下落率は40.1%であるのに対し、控訴人が損害額の主張に用いた方法では下落率が28.5%しかなく、実際との乖離が大きい。つまり、適正な時価を示すことができていない。それに対し、実際に過去の課税で設定された標準宅地を基にした被控訴人の損害額の算出に不合理な点はない。

《消滅時効について》

- ・ 被控訴人が、実際の地区区分に疑義があるという認識に留まっている状態においては、審査申出をすることで正しい地区区分の判定を審査委員会の判断に委ね、待つことには合理的な理由がある。よって審査委員会の本件決定により、地区区分に誤りがあったことが明確になるので、被控訴人はこの時点で損害と加害者を知ったというべき。

4 本市の対応

第2審判決の本市の敗訴部分は不服であるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行い、令和7年11月13日付で、最高裁判所への上告及び上告受理申立てを行った。今後、上告理由書について、内容を精査して対応を行っていく。

以 上

<参考資料> 事件の経緯・経過

(1) 平成30年7月27日

原告が尼崎市固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）への審査申出。原告は、対象土地の用途地区は中小工場地区ではなく大工場地区であるとの主張

(2) 令和3年9月24日

委員会は、原告の「大工場地区として評価すべき」という主張を認容する審査決定され、その後、本市が同決定に基づく評価額の修正

(3) 令和4年2月22日

原告から平成29年度分の過納金還付請求

(4) 令和4年3月9日

本市による平成29年度の税額修正は行わない旨の回答

(5) 令和4年3月25日

原告から平成14年度から平成29年度の固定資産税及び都市計画税相当額並びに利息相当分約3億円支払請求

(6) 令和4年5月9日

本市は返還を行わない旨の回答

(7) 令和4年10月28日

原告による訴えの提起

(8) 令和6年9月17日

裁判所から和解に向けた対応可能性についての検討依頼

(9) 令和6年10月29日

和解には応じない旨の回答

(10) 令和7年2月4日

口頭弁論結審（口頭弁論期日 令和5年6回 令和6年6回 令和7年1回 合計13回）

(11) 令和7年4月22日

第1審判決言渡し（本市の全面敗訴）

(12) 令和7年4月25日

神戸地方裁判所尼崎支部へ控訴状を提出

(13) 令和7年6月19日

神戸地方裁判所尼崎支部へ控訴理由書を提出

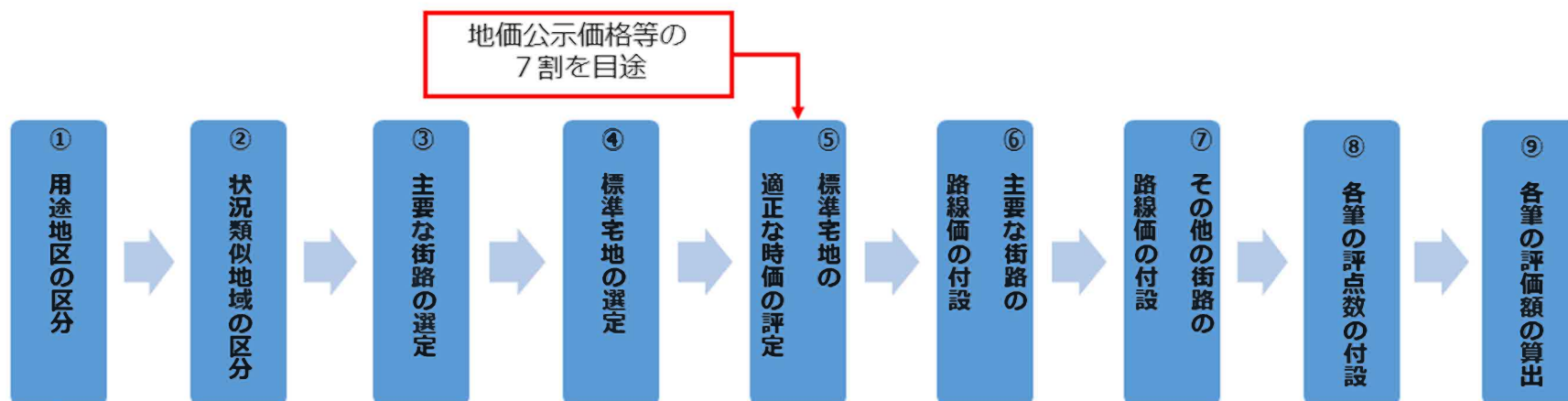
(14) 令和7年8月27日

第2審第1回口頭弁論期日

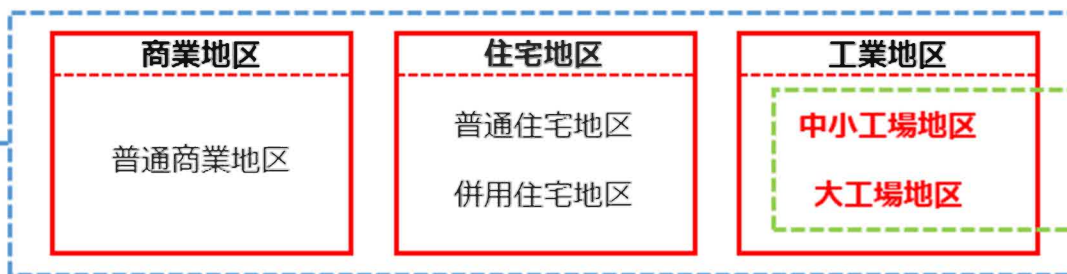
(15) 令和7年10月31日

第2審判決言渡し（本市の全面敗訴（第1審の引用））

市街地宅地評価法について



本市における用途地区の区分



本事件の主な争点

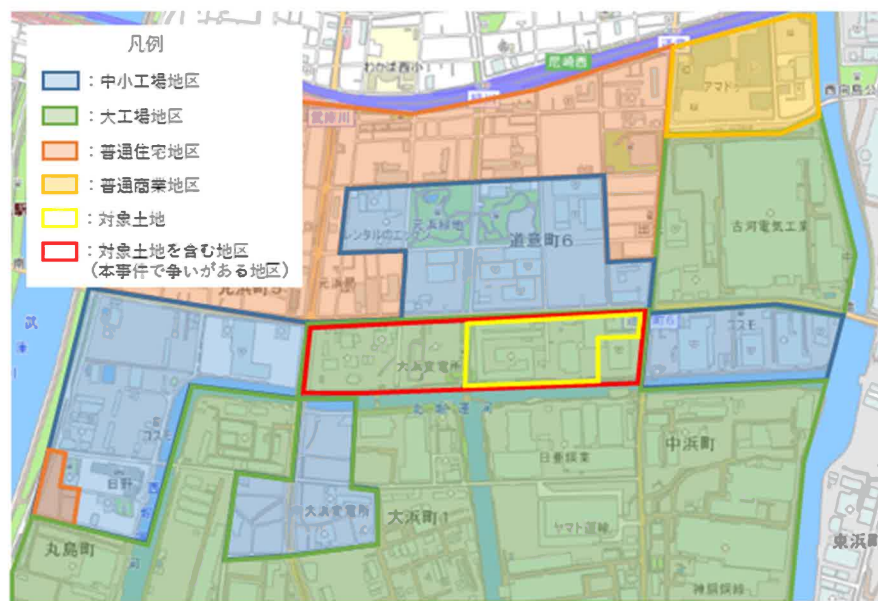
用途地区……「現実の利用状況」に着目した税制上の区分

用途地域……「目指すべき土地利用の方向」に着目した都市計画法上の区分

必ずしも一致しない

対象土地について

令和6年度時点の用途地区の区分図（抜粋）



平成30年度時点の用途地区の区分図（抜粋）

